

総務文教常任委員会審査 否決

下水道料金の徴収漏れに対する町長の監督責任として、給料月額834000円の10%にあたる83400円を4月から6月までの3ヶ月間、合計250200円カットするもの。

(賦課漏れ19件、合計金額602万円、そのうち時効による請求不能額231万円) **賛成少数で否決**

審査意見

- ・町長だけの監督責任でよしとするのではなく、今後の対応や仕組みづくりがいる。
- ・条例改正だけを提案するのではなく、不祥事が今後起きないようにどう対処するかを示すべき。
- ・料金徴収ができるかどうかわからない状況の中で早急に決めるのではなく、継続審査とし修正などの検討をすべき。
- ・給料月額10%カットと3ヶ月間の根拠が他市町村の前例に倣ってということだが町独自に考えるべき。

町長の給料減額に関する条例 本会議採決 可決

賛成 川崎・大熊・助村・丸山・池邊・牛房・大西・古庄・末藤
反対 吉田・堤・二宮 **欠席** 安河内

賛成討論

古庄議員

減俸の条例に反対するためには、それ相当のしつかりとした理論武装とその意をもって否決しなければならぬ。この減俸条例をまず採択し、その後の顛末について議会として威厳を持って、しかも毅然と対峙することが議会に求められる筋の通った議会行為である。この条例を否定することは責任を問わなくてよいといわれることとなる。

反対討論

二宮議員

19年の長きにわたる徴収漏れが町民の申し出で発覚、チェック体制の不備、町民への信用失墜行為を、町長ひとりの減給でよしとすることに疑義がある。職員は常に公務員倫理の確立を自覚し町民の信頼確保に努めるべく「志免町職員倫理条例」を制定し、職員、任命権者、管理監督者の責務を喚起すべきである。責任の取り方の不十分さに反対。

賛成討論

丸山議員

今議会で議長の不信任案が出された。相手にはかり責任を求めすぎるのでなく、議会も姿勢を正すべきである。厚生建設委員会でもこれからの再発防止策について審議し、チェック体制も行う。否決になることは、住民の方から責任をとらなくてよいと受け取られかねない。